**○○○国「案件名」にかかる事業契約書**

　「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力（以下「科学技術協力」という。）の実施に関する取極め」（以下「取極め」という。）第４条第１項に基づき、研究代表機関名（以下「【機関名略称】」という。）及び独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、同取極めの対象となる個別の科学技術協力（以下「個別の協力」という。）に関し、次のとおり合意し、「案件名」にかかる事業契約（以下「本契約」という。）を締結する。

１．契約金額：　　金　　　　　　　　　　円（以下「本契約金額」という。）

（内、消費税及び地方消費税の合計額　金　　　　　　　　円）

２．契約期間：　　２０××年　　月　　日から２０××年　　月　　日まで

（以下「契約期間」という。）

３．個別の協力の案件名：　案件名

（協力内容）

第１条 本契約の対象となる個別の協力の内容及び計画等は、全体計画（別紙１）（以下「全体計画」という。）及び各期計画（別紙２）（以下「各期計画」という。）のとおりとする。

　　２ 【機関名略称】又は機構が、全体計画又は各期計画を変更する場合、双方の合意に基づき、計画変更書を作成する。ただし、本契約金額に変更が生じる場合を除く。

（経費負担及び経理等）

第２条 機構は、各期計画に基づき、本契約金額の範囲内で、機構が負担する費用（以下「経費」という。）を【機関名略称】に支払う。

２ 機構は、前項の支払いにおいて、本契約金額の範囲内で、概算払いを行うことができる。

３ 【機関名略称】は、各期計画の内訳に応じて経費を支出する。

４ 【機関名略称】は、取極め第５条第２項に基づき、あらかじめ機構の確認を受けた【機関名略称】の規程その他【機関名略称】の定めに基づき経費を支出する。

５ 【機関名略称】は、経費に関する出納を明らかにするため、経費に関する帳簿を整え、その支出を証する書類を整理する。

６ 【機関名略称】及び機構は、契約期間ごとの経費の支出を明確にするため、契約期間ごとに経費の精算（以下「精算」という。）を行う。【機関名略称】は、精算において、本契約期間終了までに経費の支出に関する報告書を機構へ提出する。前項の支出を証する書類については、機構への提出は不要であるが、機構は、精算に関し【機関名略称】への立入調査を必要に応じて行うことができるものとする。

７ 【機関名略称】は、前項による精算の結果、概算払を受けた金額について余剰金が生じたとき、機構の指示に基づき、機構の定める期間内に同金額を返納する。

８ 【機関名略称】は、本条第５項の書類の原本を、本契約期間終了後10年間保管する。【機関名略称】の規程その他【機関名略称】の定めにより当該原本の保管期間が10年未満であり、【機関名略称】による保管ができないときは、期間満了の際に当該原本を機構に提出する。

（機材調達）

第３条 機構及び【機関名略称】は、別途機構が定めるマニュアル「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）機材調達にかかる手続きについて」に基づき、機材の調達及び輸送にかかる手続を行う。

（事業報告）

第４条 【機関名略称】は、本契約期間中、別途機構が定めるマニュアル「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）プロジェクト実施の手引き」第２部第２章第２-２項に基づく報告書を機構へ提出する。

（海外での安全対策）

第５条　【機関名略称】は、取極め第12条第１項に基づき、本契約により派遣される在外研究員及び機構の経費以外の経費で個別の協力に参加する者（以下「在外研究員等」という。）に対して、必要な安全管理に努めることとし、【機関名略称】が定める規程に基づき適切な措置を講じることとする。

２　前項を踏まえ、【機関名略称】は、在外研究員等に対し、以下の安全対策を講じるものとする。ただし、第３号及び第４号の規定は、日本国籍を持たない在外研究員等には適用しない。

1. 緊急移送への対応が可能な海外旅行保険を付保する。
2. 業務を実施する国への派遣前に、機構が指定する渡航計画書、緊急連絡体制届（機関）及び緊急連絡先届（個人）を機構に提出させる。
3. 業務を実施する国への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に在外研究員等の渡航情報を登録させる。なお、在外研究員等が３か月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を在外公館に提出させる。
4. 業務を実施する国への派遣前に、機構が提供するJICA安全対策研修（受講必須の研修）を受講させる。
5. 業務を実施する国への渡航に先立ち、機構が提供するJICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を在外研究員等に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、機構より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに在外研究員等に周知する。

（本契約の解除）

第６条 取極めが解除または解約されたときは、本契約は契約期間に関わらず、効力を失うものとする。

２ 【機関名略称】又は機構は、相手方が本事業契約書に定める事項に違反し、第８条に基づく協議により解決することができなかったときは、書面による通知にて本契約を解除することができる。

（本契約の変更）

第７条 本契約に関する事項は、【機関名略称】及び機構が協議の上、書面による合意に基づき変更することができる。

（協議）

第８条 本契約に関して疑義又は紛争が生じたときは、【機関名略称】及び機構の協議により解決する。

　　　本契約の締結を証するため、本事業契約書を２通作成し、【機関名略称】及び機構が記名押印の上、各々１通ずつ保有するものとする。

　２０××年　　月　　日

研究代表機関所在地住所　　　　　　　　　　　　　　　東京都千代田区二番町５番地２５

研究代表機関名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国際協力機構

研究代表機関代表者名（又は締結権限者　　　　　　　　契約担当役

　　　　　　　　　　　　　職名・氏名）　　　　　　　理事

別紙１：全体計画

別紙２：各期計画

別添　：経費内訳書

（別紙１）

**全体計画**

1. 国名：　○○○国

２．個別の協力の案件名：

（日本語） 案件名

（英　語） Project Title

1. 個別の協力の目標及び内容：

プロジェクト概要

プロジェクト目標：

成果：

（１）

（２）

（３）

４．研究機関側研究代表者：　研究代表機関名 所属部署名　　役職名・肩書　　氏名

５．相手国実施機関との合意文書（Ｒ／Ｄ）署名日：　２０××年　　月　　日

６．協力期間：　２０××年　　月　　日　～　２０××年　　月　　日

（＊Ｒ／Ｄで合意・記載されている協力期間）

７．協力期間における経費総額見込み（【機関名略称】執行分全体額）：

総額：　　　　　　　　千円

（別紙２）

**各期計画**

1. 本契約期間に機構が負担すべき費用（【機関名略称】執行分）

（１）総額：　　　　　　　　　　　　　　　　円

（内、消費税及び地方消費税　　　　　　　　　　　 円）

（２）内訳（詳細別添）

　　① 在外研究員派遣費　： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

② 外国人研究員受入費： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　③ 機材費　　　　　　： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　④ 業務諸費　　　　　：　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 円

　　⑤ 非課税・不課税取引仕入れにかかる

消費税相当額　　　　　　　　　　： 　　　　　　　　　　　円